

令和2年第6回 川島町教育委員会定例会

川島町教育委員会会議録

令和2年6月19日

川 島 町 教 育 委 員 会

令和2年第6回川島町教育委員会定例会議録

- 1 日 時 令和2年6月19日(金)午後1時30分から午後2時40分
- 2 場 所 川島町役場 第2委員会室
- 3 出席者 中村正宏教育長、及川三栄子教育長職務代理者、利根川 徹委員、
今井茂夫委員、仁宮 牧子委員
- 4 執行部 石川教育総務課長、小久保生涯学習課長
- 5 会議日程
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 前回会議録の承認
 - 日程第 4 教育長報告
 - 日程第 5 (議案第16号) 川島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について
 - 日程第 6 (議案第17号) 川島町小中一貫教育推進協議会委員の委嘱について
 - 日程第 7 (議案第18号) 川島町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定め
ることについて
 - 日程第 8 (議案第19号) 川島町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正す
る告示を定めることについて
 - 日程第 9 (議案第20号) 川島町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令
を定めることについて
 - 日程第10 (報告第37号) 令和2年度川島町一般会計補正予算(第2号)の意見につ
いて ※追加分(当日資料配布)
 - 日程第11 (報告第38号) 令和2年度就学援助受給申請者の認定について
(当日資料配布・回収)
 - 日程第12 (報告第39号) お盆期間中の学校閉庁について
- 6 議事の経過 別紙のとおりを定めること
- 7 傍聴人 なし
- 8 書 記 教育総務課主幹 松本竹司

事務局職員 事務局より報告します。
本日の定例会に傍聴人はおりませんでした。

【開 会】

教 育 長 皆さん、こんにちは。
本日の出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので会議は成
立いたします。また、事務局からは教育総務課長、生涯学習課長が出席して
おります。
ただ今から令和2年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

【日程第1 会議録署名委員の指名】

教 育 長 会議録署名委員の指名につきまして、署名委員は、今井委員をお願いいた
します。

【日程第2 会期の決定】

教 育 長 会期の決定ですが、本日限りとします。

【日程第3 前回会議録の承認】

教 育 長 令和2年第5回教育委員会臨時会会議録の承認について、質疑等がありま
したら挙手をお願いします。

教 育 長 質疑がないようなので、承認します。

【日程第4 教育長報告】

教 育 長 ・令和2年6月議会定例会の行政報告について

教 育 長 本日の議題の議案第16号「川島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について」及び議案第17号
「川島町小中一貫教育推進協議会委員の委嘱について」の人事案件は、川島町教育
委員会会議規則第12条第1項第1号の「任免に関すること」に該当するため、
また、報告第38号「令和2年度就学援助受給申請者の認定について」は、同
規則第4号の「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより、個人の権
利利益を害するおそれがあること」に該当するため、非公開にすることを提案し
ます。

教 育 長 議案第16号、第17号、及び報告第38号につきまして、非公開にするこ
とについて、ご異議はございませんか。
(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第16号、第17号、及び報告第38号につきましては、非公開とします。

※ 非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載

【日程第5 議案第16号】

教 育 長 議案第16号「川島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について」事務局から説明させていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、議案第16号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

(異議なし)

教 育 長 質疑がないようなので質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第2号「川島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について」、異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第2号は、原案をもって可決すべきものと決定いたしました。

※ 非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載

【日程第6 議案第17号】

教 育 長 次に議案第17号「川島町小中一貫教育推進協議会委員の委嘱について」事務局から説明させていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、議案第17号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教 育 長 他に質疑がないようなので質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第17号「川島町小中一貫教育推進協議会委員の委嘱について」、異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第17号は、原案をもって可決すべきものと決定いたしました。

【日程第7 議案第18号】

教 育 長 次に議案第18号「川島町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて」、事務局から説明させていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、議案第18号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教 育 長 他に質疑がないようなので質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第18号「川島町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて」、異議はございませんか。
(異義なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第18号は、原案をもって可決すべきものと決定いたしました。

【日程第8 議案第19号】

教 育 長 次に議案第19号「川島町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて」、事務局から説明させていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、議案第19号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教 育 長 他に質疑がないようなので質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第19号「川島町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて」、異議はございませんか。
(異義なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第19号は、原案をもって可決すべきものと決定いたしました。

【日程第9 議案第20号】

教 育 長 次に議案第20号「川島町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、事務局から説明させていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、議案第20号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

今 井 委 員 町の勤務管理システム導入時期はいつですか。

事 務 局 平成30年度です。システム導入後、各教職員の勤務実態が把握できています。

及川教育長職務代理者 システムを導入することで、各教職員の負担が増えることがないように、管理職は配慮していただきたいと思います。

教 育 長 他に質疑がないようなので質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第20号「川島町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、異議はございませんか。
(異義なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第20号は、

原案をもって可決すべきものと決定いたしました。

【日程第10 報告第37号】

- 教 育 長 次に報告第37号「令和2年度川島町一般会計補正予算（第2号）の意見について」事務局から説明をさせていただきます。
- 事 務 局 （説明）
- 教 育 長 事務局より説明がありました、報告第37号について質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。
- 及川教育長職務代理者 町内在住の外国人が増加するなかで、外国人を対象とした事業は重要だと思えます。
- 事 務 局 今後のNPO法人と連携し、さまざまな支援事業を実施していきたいと考えております。
- 今 井 委 員 児童生徒1人1台の端末の整備について、購入する端末とリース端末が混在するのでしょうか。
- 事 務 局 当初は、リースで検討していましたが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が活用できることから、現在購入についても検討しています。
- 今 井 委 員 いずれにしても、1日でも早く、児童生徒に1人1台端末が整備できるよう、児童生徒に配慮した整備をお願いします。
- 教 育 長 この報告は、教育長への委任事項ですので、他に質疑がないようなので、了承願います。

※ 非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載

【日程第11 報告第38号】

- 教 育 長 次に報告第38号「令和2年度就学援助受給申請者の認定について」事務局から説明をさせていただきます。
- 事 務 局 （説明）
- 教 育 長 事務局より説明がありました、報告第38号について質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。
- 教 育 長 この報告は、教育長への委任事項ですので、他に質疑がないようなので、了承願います。

【日程第12 報告第39号】

- 教 育 長 次に報告第39号「お盆期間中の学校閉庁について」事務局から説明をさせていただきます。
- 事 務 局 （説明）
- 教 育 長 事務局より説明がありました、報告第39号について質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

